

公益社団法人船橋青色申告会 入会及び退会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人船橋青色申告会(以下「本会」という。)定款 6 条及び第 9 条の規定に基づき、この法人の会員入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続き)

第2条 本会の正会員又は準会員として入会しようとする個人又は団体(法人)に対しては、次の掲げる事項を主たる内容とし、理事会の議を経て定める入会申込書の提出をもとめることとする。

(1) 個人の正会員及び準会員

- ① 氏名、生年月日及び性別
- ② 自宅住所、電話番号及び FAX 番号
- ③ 事業所所在地 電話番号及び FAX 番号
- ④ 業種及び屋号
- ⑤ 納税地及び書類送付先
- ⑥ その他参考事項

(2) 団体(法人)の正会員及び準会員

- ① 団体法人名、代表者氏名及び役職
- ② 所在地、電話番号及び FAX 番号
- ③ 事務連絡者氏名、役職名、電話番号及び FAX 番号
- ④ 書類等の送付先
- ⑤ その他参考事項

2 定款第 9 条により退会した者が再入会を希望する場合は、改めて前項の入会申込書の提出をもとめるとともに、退会の際未納の会費がある場合は当該未納分の会費の納入を求める。

3 正会員が死亡または事業継承等により本会を退会し、後継者が本会に加入継続を希望する場合は、新たに入会申込書の提出をもとめ、既に入会時の会費を前任者が納付済みの場合はその年の会費の納付を要しない。なお、未納の場合は納付を要する。但し入会金は免除とする。

(入会金及び会費)

第3条 入会金及び会費の金額並びに納期等に関しては、定款第 7 条の規定により社員総会の議を経て別に定める会費規程による。

(退会)

第4条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 前項により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返納しない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行なう。

附則

- 1 この規程は、本会が公益認定を受け、移行登記をした日(平成 25 年 4 月 1 日)から施行する。
- 2 この規程の追加（第 2 条の 3）は、令和 5 年 1 月 17 日から施行する。